

大崎市いじめ防止基本方針

令和元年9月改訂

大崎市・大崎市教育委員会

目次

はじめに	1
1 基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) いじめの定義	1
(3) いじめの理解	2
(4) いじめの防止等に関する基本的考え方	2
① いじめの防止	2
② いじめの早期発見	2
③ いじめへの対処	3
④ 家庭との連携について	3
⑤ 地域との連携について	3
⑥ 関係機関との連携について	3
2 大崎市が実施する施策	4
(1) 大崎市いじめ防止基本方針の見直し	4
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
(3) 教育委員会の附属機関の設置	4
(4) 市及び教育委員会が実施すべき施策	4
① 財政上及び人的体制整備に関する措置	4
② 通報及び相談体制の整備	4
③ 学校等家庭、関係機関の連携強化と支援	5
④ 適切にいじめ防止等の対策を行うための方策	5
⑤ いじめに対する措置	6
⑥ 学校評価と教員評価の留意点及び学校運営改善の支援	6
3 学校が実施すべき施策	7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	7
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	9
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する指導	10
① いじめの防止	10
② いじめの早期発見	10
③ いじめに対する措置	12
④ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応	13
4 重大事態への対処	14
(1) 教育委員会又は学校による調査	14
① 重大事態の発生と調査	14
② 調査結果の提供及び報告	16
(2) 調査結果の報告を受けた大崎市長による再調査及び措置	17
① 再調査	17
② 再調査の結果を踏まえた措置等	17